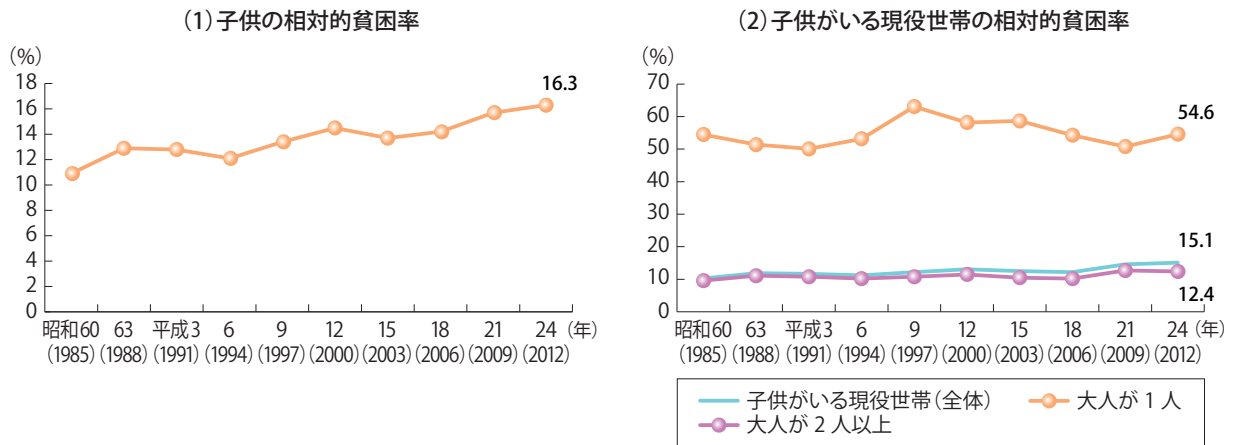


第3節 子供の貧困

子供の相対的貧困率は上昇傾向。大人1人で子供を養育している家庭の相対的貧困率が高い。就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇続く。

子供の相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成24(2012)年には16.3%となっている。子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。(第1-3-38図)

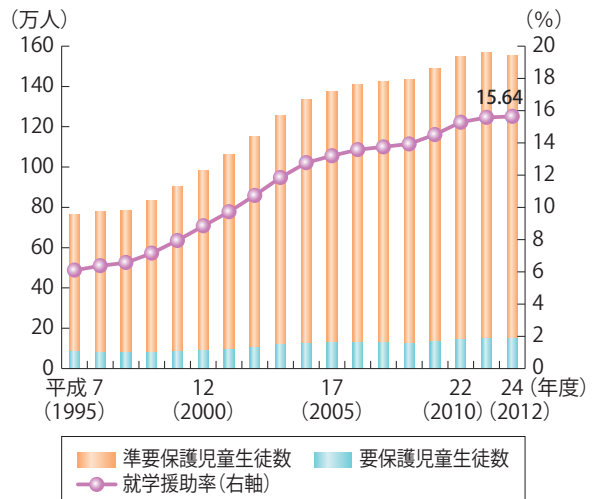
第1-3-38図 子供の相対的貧困率



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」
 (注) 1. 相対的貧困率は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
 2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

経済的理由により就学困難と認められ就学援助¹⁶を受けている小学生・中学生は平成24(2012)年には約155万人で、平成7(1995)年度の調査開始以降初めて減少したが、その主な原因は子供の数全体の減少によるものである。就学援助率は、この10年間で上昇を続けており、平成24(2012)年度には過去最高の15.64%となっている。(第1-3-39図)

第1-3-39図 小学生・中学生に対する就学援助の状況



(出典) 文部科学省「要保護及び標準保護児童生徒数について」
 (注) 1. 学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者(標準保護者)に対し、就学援助が行われている。
 2. ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者(要保護児童生徒数と標準保護児童生徒数の合計)の割合。

16 「学校教育法」(昭22法26)第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者(標準保護者)に対し、就学援助が行われている。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm